

PNB

重要なお知らせ

個人のお客様の非対面(郵送)での新規お取引の本人確認書類について

2020年3月13日

本人確認書類は「取引時確認」において必要になります。このたび「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」が改正になり、2020年4月1日以降、郵送による新規の海外送金登録の際に必要な本人確認書類が以下の通り変更になります。ご協力をお願い申し上げます。

2020年4月1日以降、非対面(郵送)による本人確認書類

下記1から3のうち、いずれかをご郵送ください。

1. 本人確認書類の原本1通:住民票(コピーは不可)、印鑑登録証明書(コピーは不可)、(発行日から6か月以内のもの)
2. 現在の住居記載のある本人確認書類(注1)の写し2種類
3. 現在の住居記載のある本人確認書類の写し+現在の住居記載のある補完書類(注2)の原本または写し、ただし本人確認書類に現在の住居記載がない場合、補完書類は2種類必要(うち1種類は同居者のものは不可)

(注1) 本人確認書類:マイナンバーカード(顔写真付きのもの、表裏面)、在留カード(表裏面)、特別永住者証明書(表裏面)、運転免許証(表裏面)、運転経歴証明書(表裏面)、各種健康保険証、旅券(パスポート)、国民年金手帳、母子健康手帳、住民票、印鑑登録証明書等、いずれも有効期限内のもの。有効期限がないものは発行から6か月以内のもの。通知カードの写しは本人確認書類となりません。

(注2) 補完書類:国税または地方税の領収証書または納税証明書、社会保険料領収証書、公共料金領収証書(電気・ガス・水道のみ、固定・携帯電話料金およびNHK受信料は除く。同居の同一姓の家族名義は可)。いずれも領収日付の押印または発行年月日から6か月以内のもの。



PNB

重要なお知らせ

その他のご注意:

1. 海外送金にはマイナンバーカードまたは通知カードに記載されている個人番号が必要です。
2. 日本国籍以外の方は本人確認書類として在留カード、特別永住者証明書等の写しをご提出ください。
3. コピーは鮮明なもしか受領できません。
4. 本人確認書類/補完書類に記載されている住居あてに取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便物として送付いたします。 以上